

# 口蹄疫が発生した畜産農家が雇用調整助成金の対象となる場合

## 雇用調整助成金制度

雇用調整助成金は、景気の変動などの経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主(※)が、労働者の雇用を維持するため、休業等を行った場合、それにかかった費用の一部を助成する制度です。

口蹄疫被害を受けた畜産農家についても、以下のようなケースは助成対象となります。

※ 原則として、最近1か月の売上高、生産量等が、その直前の1か月又は前年同期と比較して5%以上減少している雇用保険適用事業所の事業主。

### (事例1) 移動制限解除後においても、事業活動が縮小している場合

家畜伝染病予防法に定められた移動制限により事業活動が縮小した場合は、「経済上の理由」に該当しませんが、移動制限解除後に事業を再開する際に、家畜の供給が減ったために新たに家畜が購入できず、口蹄疫被害発生前の規模で再開できない等の理由により事業活動が縮小した場合は、本助成金の対象となります。

### (事例2) 畜産業以外の事業で事業活動が縮小している場合

同一事業所内で畜産業以外に複数の事業を行っている事業所において、家畜伝染病予防法に定められた殺処分により、畜産部門の事業活動が縮小している一方、家畜伝染病予防法において特に制限のない他の部門(例えば、食料品製造業、小売業等)の事業活動も縮小しており、この縮小分をもって上記の支給要件を満たす場合は、移動制限期間中であっても本助成金の対象となります。

平成22年5月20日(木)  
職業安定局雇用開発課  
課長 水野 知親  
課長補佐 横田 喜美子  
(代表) 03(5253)1111(内線5694)  
(夜間直通) 03(3502)1718

## 口蹄疫被害拡大に伴う経済上の理由により事業活動が縮小した場合、雇用調整助成金が利用できます。

### 【概要】

雇用調整助成金(中小企業緊急雇用安定助成金を含む。)は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、従業員の雇用を維持するために、一時的に休業等を行った場合、当該休業に係る休業手当相当額等の一部を助成する制度です。本助成金は、口蹄疫被害拡大に伴う経済上の理由で事業活動が縮小した場合についても利用することができます。

※ 口蹄疫被害を直接的な理由とした畜産農家の事業活動の縮小については、本助成金の対象になりませんが、当該畜産農家に対する経済的支援については、農林水産省のホームページをご覧ください。

・農林水産省ホームページ 口蹄疫発生に伴う経済的支援

[http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku\\_yobo/k\\_fmd/taisaku.html](http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_fmd/taisaku.html)

### (具体的な活用事例)

○ 口蹄疫の感染により、大量の家畜の殺処分が行われたため、家畜や食肉の解体・加工・運搬を行う事業所や、畜舎の各種設備の施工・保守を行う事業所の事業活動が縮小した場合。

○ 口蹄疫発生農場周辺における移動制限・搬出制限に伴い、発生農

場周辺の飲食店の来客数が減少したことにより、事業活動が縮小した場合。

○ 移動制限・搬出制限が解除された後においても、新たに家畜が購入できない等口蹄疫被害前の規模で事業を再開できない事情があり、これに伴い事業活動が縮小した場合。

○ 家畜の大量殺処分により、飲食店等において牛肉・豚肉の入手が困難になり、結果的に売上高が減少した場合。

※ 本助成金の支給に当たっては、いくつか要件がありますので、詳細についてはお近くの労働局又はハローワークにお問い合わせください。

・厚生労働省ホームページ 都道府県労働局所在地一覧  
<http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/index.html>

- 【参考1】雇用調整助成金について(PDF:14KB)
- 【参考2】中小企業緊急雇用安定助成金について(PDF:14KB)

平成22年5月25日(火)  
職業安定局雇用開発課  
課長 水野 知親  
課長補佐 横田 喜美子  
(代表) 03(5253)1111(内線5694)  
(夜間直通) 03(3502)1718

## 口蹄疫被害の拡大に伴い雇用調整助成金の 支給要件を緩和します。

事業主の雇用維持を迅速に支援するため、事業活動縮小の確認期間を3か月から1か月にします。

### 【概要】

雇用調整助成金(中小企業緊急雇用安定助成金を含む。以下同じ。)は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、従業員の雇用を維持するために、一時的に休業等を行った場合、当該休業に係る休業手当相当額等の一部を助成する制度です。本助成金は、口蹄疫被害拡大に伴う経済上の理由で事業活動が縮小した場合についても利用することができますが、平成22年5月25日から、口蹄疫被害の拡大に伴い利用する場合の支給要件を緩和することとします。

事業主の皆様におかれましては、本助成金の利用により、雇用する従業員の雇用維持に努めていただきますようお願いいたします。

### ◆支給要件緩和の内容

雇用調整助成金を利用するに当たっては、経済上の理由により事業活動が縮小していることが要件になりますが、口蹄疫被害の拡大に伴い利用する場合については、「事業活動の縮小」の確認方法を以下のとおり緩和します。

<現行の確認方法>

生産量、販売量、売上高などの事業活動を示す指標の最近3か月間の月平均値が、その直前の3か月又は前年同期に比べ5%以上減少している事業所であること。

※赤字の中小企業の場合は、5%未満の減少でも可能。

＜改正後の確認方法＞

生産量、販売量、売上高などの事業活動を示す指標の最近1か月間の月平均値が、その直前の1か月又は前年同期に比べ5%以上減少している事業所であること。

※赤字の中小企業の場合は、5%未満の減少でも可能。

※ 本助成金の支給に当たっては、いくつか要件がありますので、詳細についてはお近くの労働局又はハローワークにお問い合わせください。

- [【参考1】雇用調整助成金\(PDF:14KB\)](#)
- [【参考2】中小企業緊急雇用安定助成金\(PDF:14KB\)](#)